

## 介護支援専門員意見書

作成期日	年 月 日	介護保険被保険者番号	
提出区分	当初・随時	入所希望者氏名	

## 1 本人の状況

要介護度	5	4	3	2~1
認知症による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし

## 2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

## 3 主たる介護者・家族の状況

①世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他( )
②主たる介護者の年齢・続柄	歳 (続柄)		
③介護者の障害・疾病	なし	あり( ) 介護は困難・多少は困難・介護は可能	
④介護者の就労	なし	あり(職種等 勤務 日/週 時間/日)	
⑤介護者の育児・家族の病気	なし	あり( )	
⑥他の同居介護補助者	なし	あり(続柄 : 日/週程度)	
⑦別居血縁者の介護協力	なし	あり(続柄 : 日/週程度)	

## 4 特記事項

--

作成者所属事業所	担当者	印
----------	-----	---

## 【作成上の留意事項】

## 1. 認知症による不適応行動

認定調査における行動に関連する項目のうち

「夜間不眠や昼夜が逆転している」・「1人で出たがり目がはなせない」・「火の不始末や火元の管理ができない」・「ろう便行為等の不潔行為等がある」・「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合

「非常に多い」・・・毎日ある場合/「やや多い」・・・週に1~2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1~2回程度ある場合

を目安として判断する。

## 2. 在宅サービスの利用度

サービス利用票に基づく支給限度額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3ヶ月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

「訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与」

## 3. ③介護者の障害・疾病

判断の目安

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄・入浴・移動・着替え・食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならできる場合

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能の場合

## 4. 特記事項

家族の状況や本人の痴呆状態で特に記載が必要な場合に介護支援専門員等が意見書で記載を行い、勘案する事項とする。

\* 他の医療機関や入所施設に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。

この意見書は、申込者が在宅の場合は介護支援専門員、施設に入院(所)している場合は担当の介護支援専門員、生活相談員、ケースワーカー、看護師等の事情が分かる者が記入してください。